

バルク貨物研修会

平成27年1月27日
監視部保税地域監督官

- 1. 保税とは／関税法第30条について**
- 2. 貨物の蔵置方法
(同時蔵置と区分蔵置)**
- 3. 区分蔵置**
- 4. 同時蔵置**
 - 4-1 同時蔵置の意義**
 - 4-2 先入先出方式**
 - 4-3 グループ蔵置**

5. 保税運送

- 5-1 船卸票(ボート/ート)の取扱い
- 5-2 予定数量による保税運送
- 5-3 同時蔵置が認められる貨物の運送の特例
- 5-4 保税運送中の仕分け
- 5-5 開庁時における保税運送

6. その他

- 6-1 バラ貨物搬入の際の取扱いについて
- 6-2 保税関係申請の開始時期
- 6-3 ISWについて
- 6-4 石油等を蔵置するタンクの取扱い

7. 主な非違・事故の事例

8. 質問及び回答 (その1) (その2)

9. 問題

保税とは・・・

- 保税については、関税法等に定義したものはない。外国貨物の有税、無税の区別なく、保税の対象としていることからみれば、**保税とは外国貨物の輸入の許可未済状態をいうものと解することができる。**
(関税法規精解(上巻))
- 「**保税地域**」とは、輸出入手続を適正かつ効率的に行い、貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所をいう。
(保税ハンドブック)

1 関税法第30条について

Moji Hozei

- (外国貨物を置く場所の制限)

第三十条

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 難破貨物
- 二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三～五(省略)

2(省略)

他所蔵置

2 貨物の蔵置方法(同時蔵置と区分蔵置)

Moji Hozei

➤(保税地域における貨物の蔵置方法)

原則:区分蔵置

- ・・・内国貨物と混同することないように、外国貨物にはさし札をつけ、区分して蔵置する。

例外:同時蔵置(ばら貨物や液体もの、穀物など)

- ・・・一定の条件のもと、搬入時期の異なる貨物(内国貨物、外国貨物を問わない)を同時に蔵置することを認める。

《同時蔵置に係る取扱い等》

- 同時蔵置における「混合」とは？
- 先入先出方式
- グループ蔵置

3 区分蔵置

➤ (貨物の蔵置方法)

《関税法基本通達 34の2-6》

保税地域に蔵置されている**外国貨物**又は輸出しようとする**貨物**については、**内国貨物と混合することのないように**、原則として、その積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置する。

さし札 記載事項



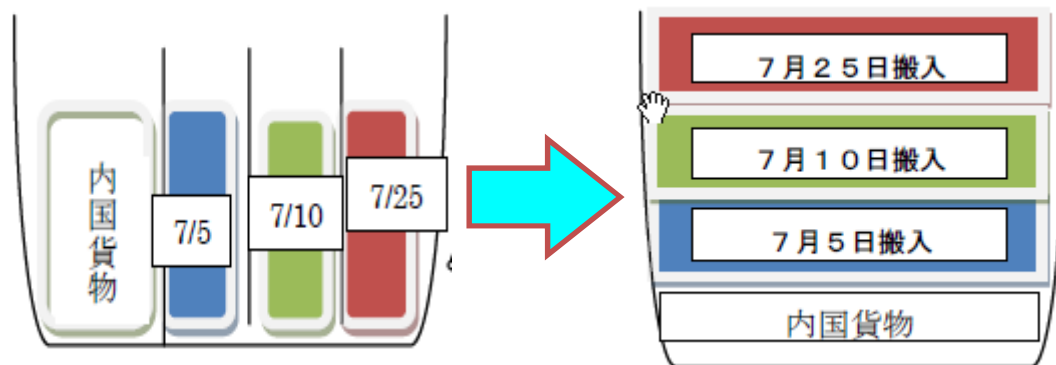
4 同時蔵置

◆同時蔵置の意義

➤(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)

《関税法基本通達 42-3》

次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む)で、搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められる時は、税関の取締上支障がない場合に限り、その同時蔵置を関税法第56条第1項に規定する貨物の**混合**とみず、**搬入の順序に従って蔵置されるもの**として取扱って差し支えない。



同時蔵置をするにあたって、申請や届出等は**不要**です。

4-1 同時蔵置の意義(つづき)

Moji Hozei

☆同時蔵置が可能な貨物 《関税法基本通達 42-3》

- (1) 同一商品として取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油(石油精製用の粗油を含む)
- (3) 重油で商習慣上同種のものとして取引されるもの
- (4) ~ (7) 省略
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障がないもので税関長が認めたもの(なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する。)

4-1 同時蔵置の意義(つづき)

Moji Hozei

- (同時蔵置と保税工場の混合作業との違い)



≪ 関税法第56条第1項(保税工場の許可) ≫

保税工場では、外国貨物について加工・製造(混合を含む)又は外国貨物にかかる改装・仕分け・その他の手入れをすることができる。

≪ 関税法基本通達 56-4 ≫

保税工場で行う「混合」とは、
違う品物を混ぜる・元に戻せない状態にする
ことをいいます！

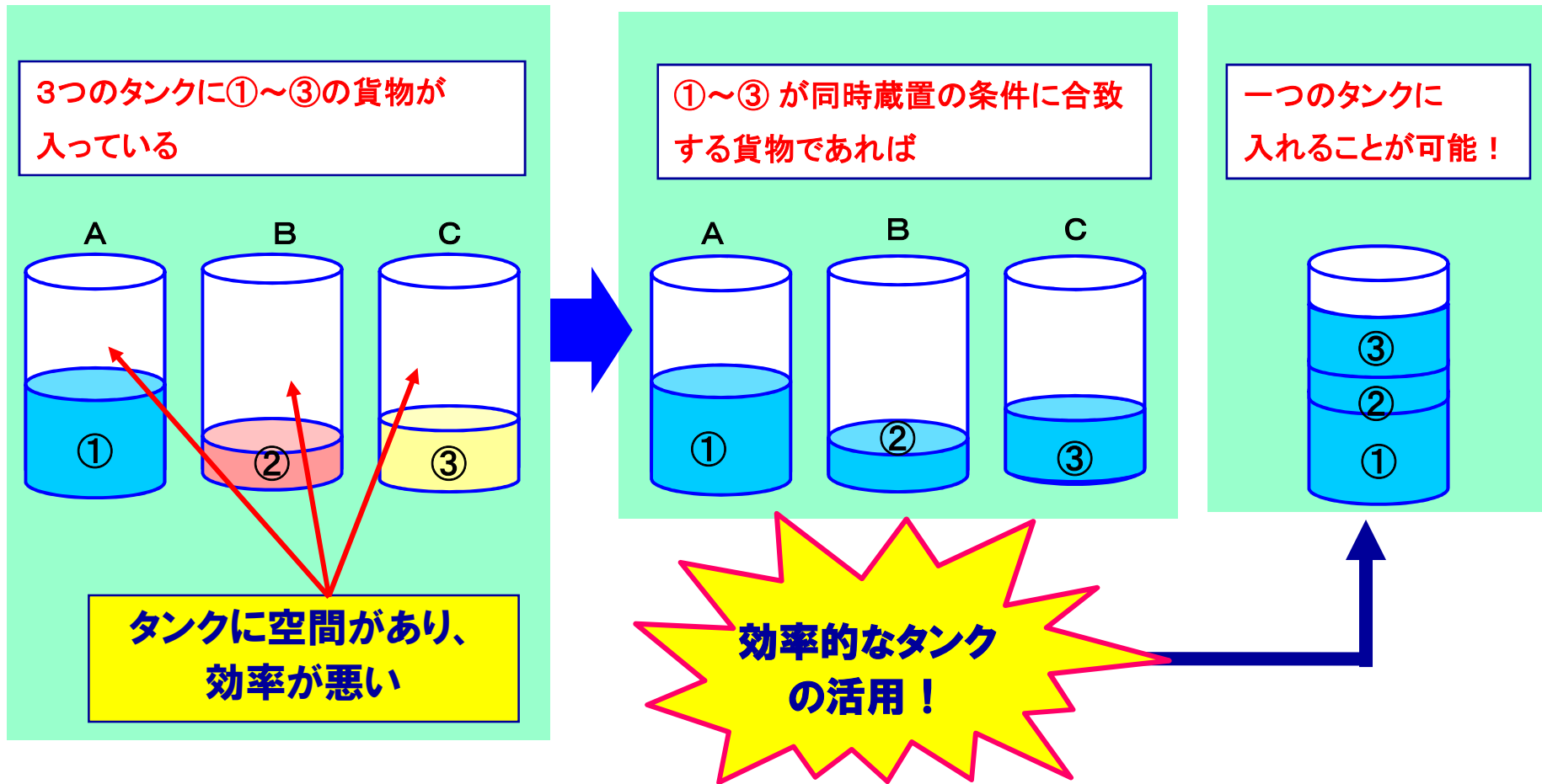
「混合」とは、品質または種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。ただし、同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱う。

4-1 同時蔵置の意義(つづき)

Moji Hozei

(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)

《関税法基本通達42-3》



4-2 同時蔵置貨物に係る先入先出方式

Moji Hozei

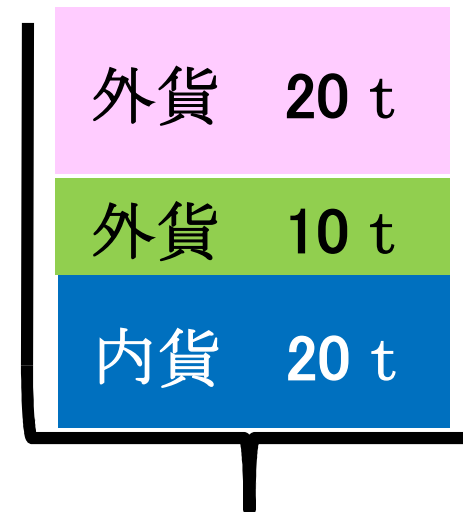
➤ (同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い)

《関税法基本通達 34の2-5》

保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、**先入先出方式**によるものとする。ただし、やむを得ない場合、関税の徴収上支障がなければ、搬入者の選択によりその順序を定めることができる。

《関税法基本通達 42-3》

搬入の順序に従って蔵置されるものとして取扱って差し支えない。



4-3 同時蔵置の特例(グループ蔵置)

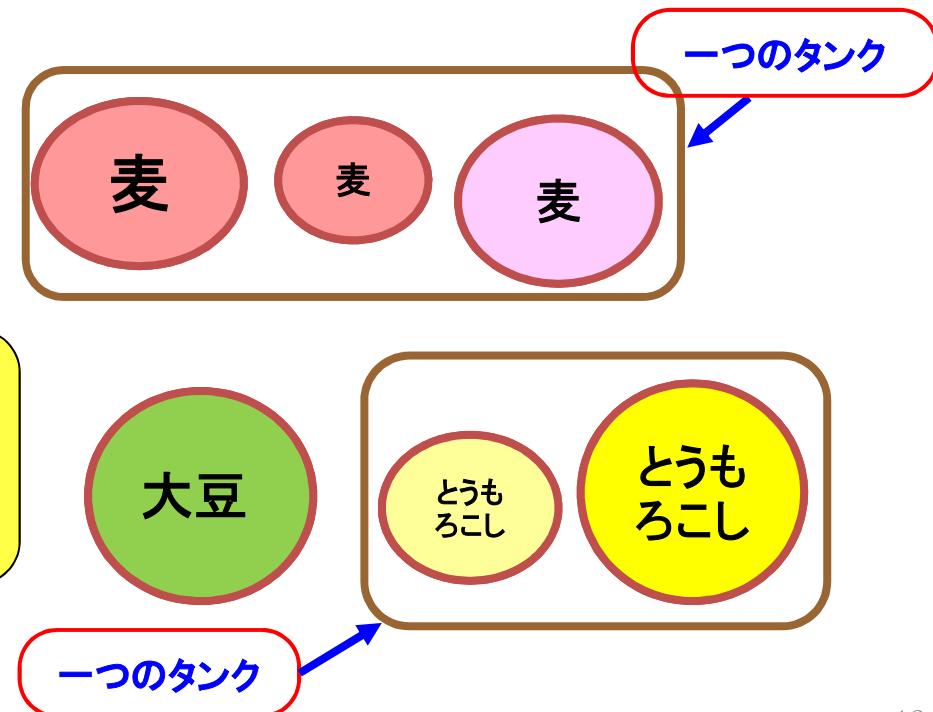
➤(保税蔵置場における同時蔵置の特例)

《関税法基本通達 42-4》

同時蔵置するタンク又はサイロが複数ある場合には、そのタンク等を**一つのタンク**等とみなして取扱って差し支えない。

➡ **グループ蔵置**

つまり、グループ蔵置とは、「同時蔵置したもののどうしをまとめたもの」である！



4-3 同時蔵置の特例(グループ蔵置)(つづき)

Moji Hozei

➤(同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出)

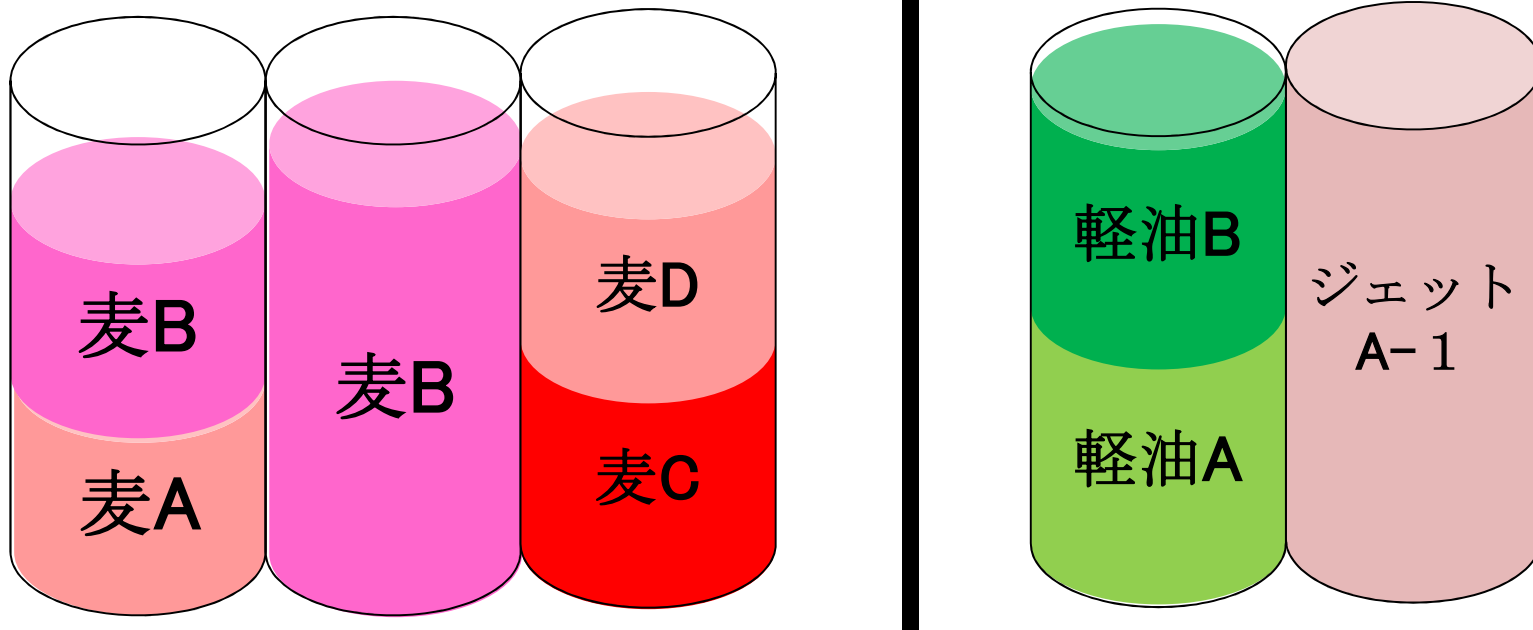
《関税法基本通達42-5》

前記42-4の適用を受けようとする場合は、群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による届出書(保税地域のタンク等の全てを一つの群として使用する場合にはその旨を記載した届出書)を提出させるものとする。(タンク等の群の構成を変更する場合も同様)

グループ蔵置する場合、または取り止める・変更する場合には
届出が必要です！

※そもそも同時蔵置していない場合はグループ蔵置の届出は不要です…

右、左どちらがグループ蔵置
でしょうか？



5 保税運送

Moji Hozei

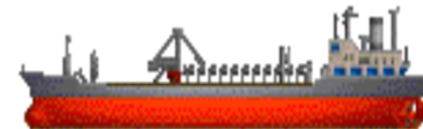
5-1 船卸票(ボートノート)の取扱い

➤ 船卸票(ボートノート)の取扱い

税関が取締上支障がないと税関が認めた場合、船卸票(ボートノート)で本船から保税地域への貨物の搬入が可能。

[船卸票(ボートノート)をもって貨物の移動が認められる場合]

- ・本船からの直接搬入による場合
- ・同一港内における貨物の移動 等

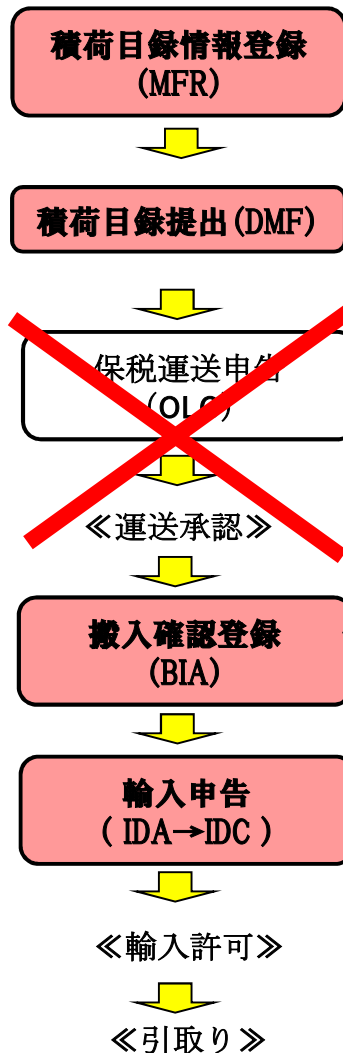


※ 詳しくは、事前に税関までご相談下さい！！

5-1 船卸票(ポートノート)の取扱い(つづき)

Moji Hozei

NACCS業務<<輸入業務の流れ(在来貨物)>>



BIA (搬入確認登録 (保税運送貨物)) 入力画面

搬入日時* 2012/02/17 - _:_: _: 搬入識別* A 搬入搬入場

1 番号 15000075850

到着個数 - 重量 容積 危険貨物

記号番号

通知識別

事故 1 2 3 4 5

搬入識別が「C」、及び「D」の場合は必須入力

ポートノートでの搬入業務については、BIAの際に、搬入識別「D」を入力！

ポートノート運送時は OLC不要！ BIAで搬入識別「D」を入力！

- ◆搬入識別
 - A 保税運送申告番号で登録するとき (一度に登録できるのは1申告)
 - B コンテナ番号で登録するとき (一度に登録できるのは1コンテナ)
 - C B/L番号で登録するとき (一度に登録できるのはB/L20件まで)
 - D **ポートノート搬入貨物**または揚地せん議有りの貨物のとき (B/L番号を入力。一度に登録できるのは20件まで)
 - E コンテナ検査後に運送指定され到着する貨物のとき (輸入申告番号を入力。一度に登録できるのは1件)

5-2 予定数量による保税運送

Moji Hozei

➤ (保税運送の手続) ≪関税法施行令 第53条≫

関税法第63条第1項(保税運送)の規定による申告は、運送に使用する船舶の名称、運送先、記号、番号、品名、**数量**及び価格並びに運送期間及び目的を記載した書面でなければならない。

しかし、ばら貨物の場合、**数量が確定しない**場合がある

このため、ばら貨物の場合は**予定数量による保税運送**を認めている

➤ (保税運送の申告手続) ≪関税法基本通達63-5(4)≫

液状貨物又は穀物その他のばら貨物は、**予定数量で運送**して差し支えない。

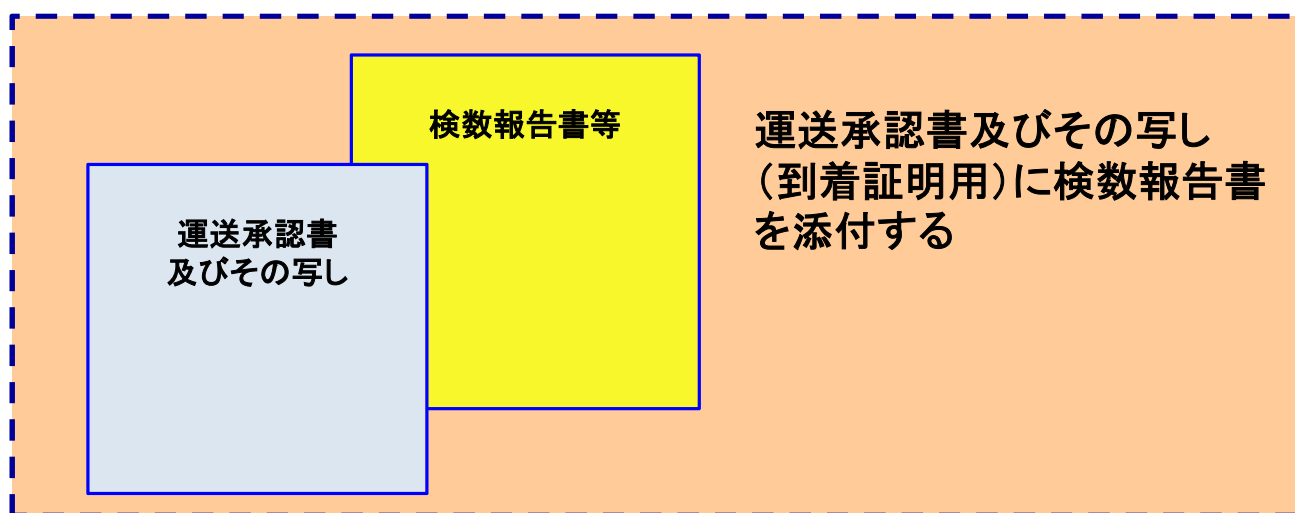
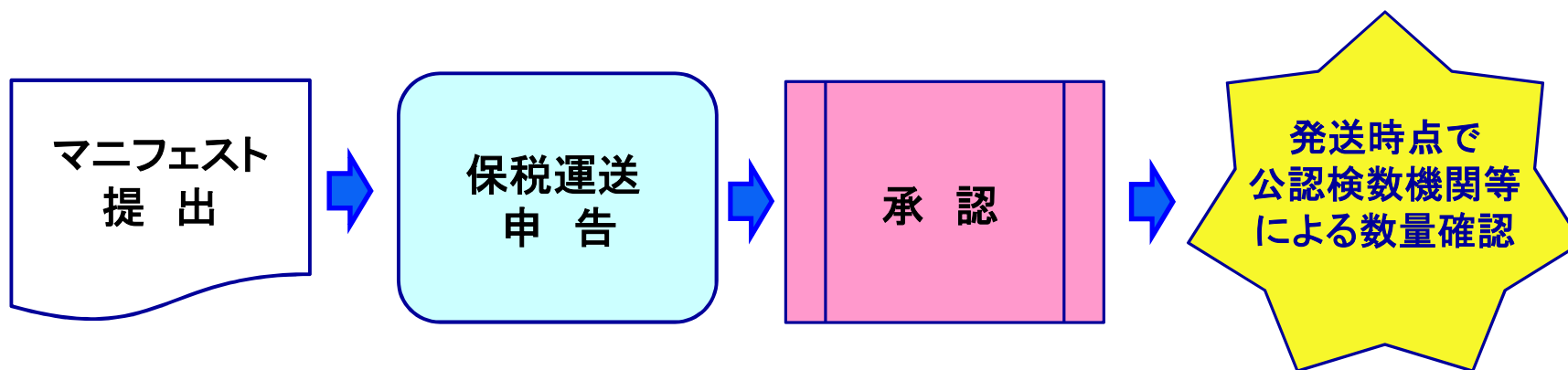


注)

保税地域に搬入済のばら貨物を搬出する場合は**予定数量での運送は認められません!**
(搬出数量が確定しているため)

5-2 予定数量による保税運送(つづき)

Moji Hozei

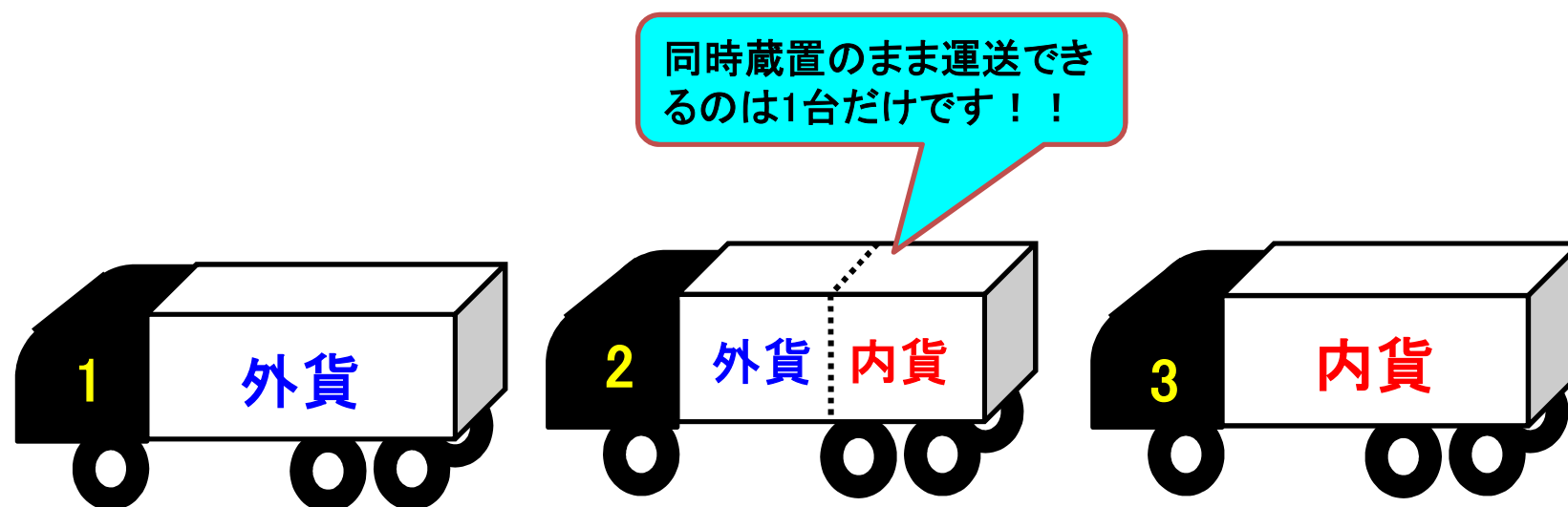


5-3 同時蔵置の状態での運送の特例

➤ (同時蔵置が認められる貨物の運送の特例)

《関税法基本通達 63-26》

同時蔵置している貨物を運送する場合、やむを得ない理由があり、かつ、運送数量が明確に把握でき、取締上支障がない場合は、**同時蔵置の形態のまま運送して差し支えない。**

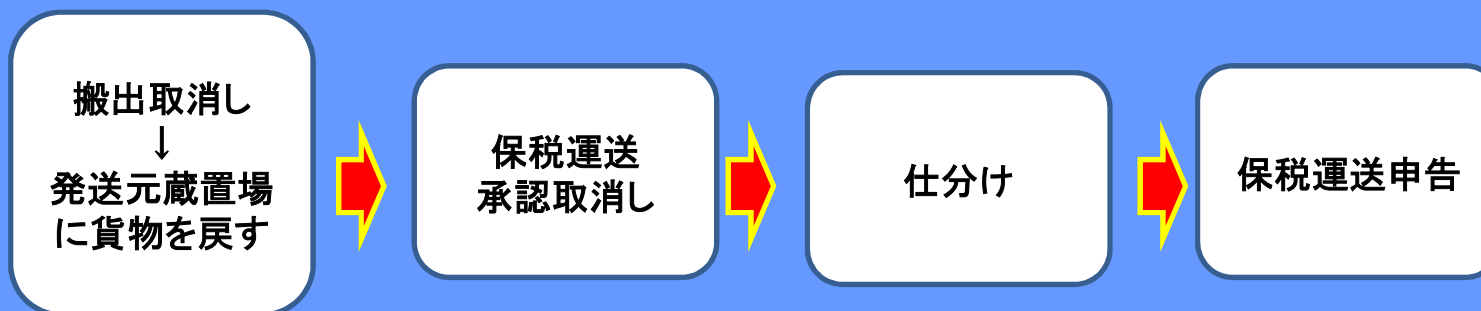


5-4 保税運送中の仕分け

Moji Hozei

◆保税運送で蔵置場に搬入しようとした貨物が、全量搬入できないことが判明したとき

1 発送元の蔵置場に貨物を戻し、仕分後に再申告をする。



2 到着地蔵置場に全量搬入し、仕分後にオーバ一分を再申告する。



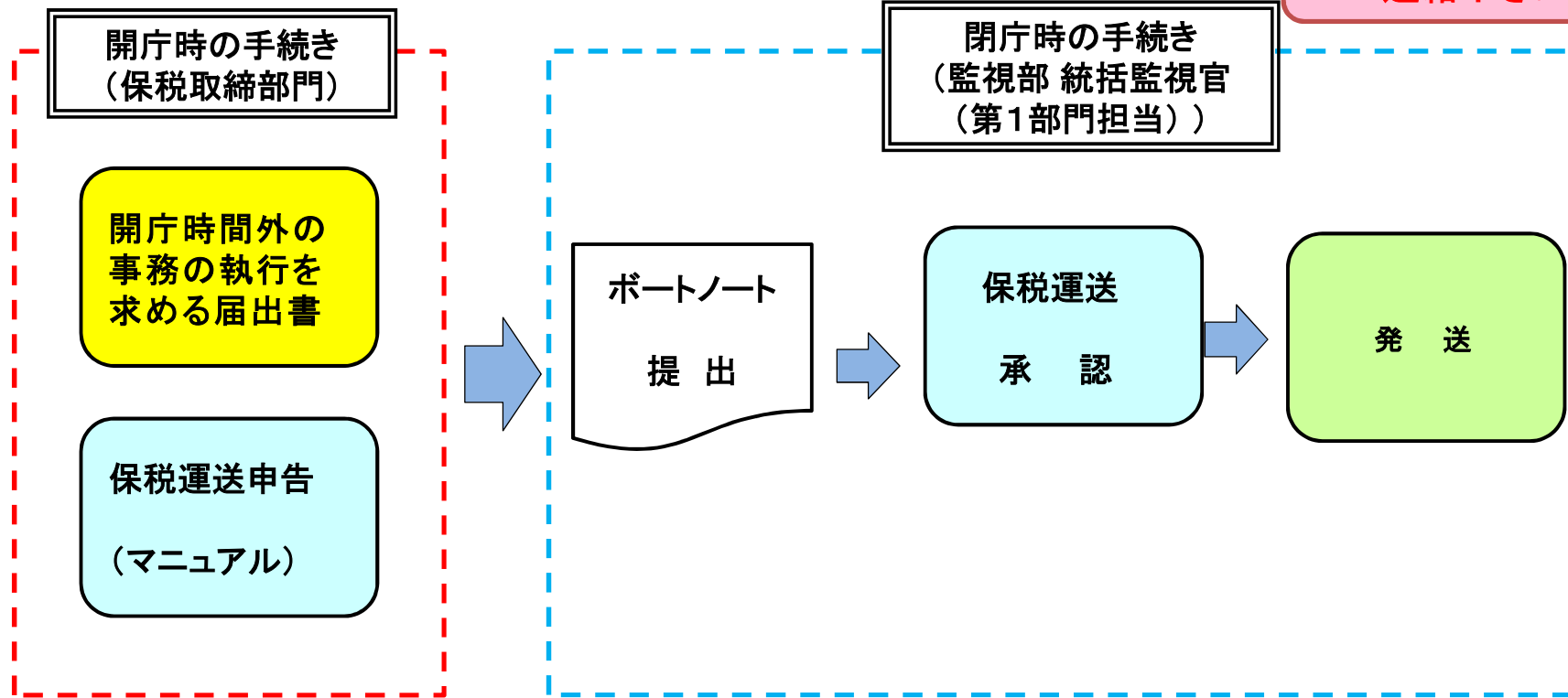
注)
特にやむを得ない
事情がない限りは、
原則1の方法で
仕分けて下さい！

5-5 閉庁時における保税運送

Moji Hozei

夜間・早朝等、開庁時間外に船側から保税運送を開始する貨物については、開庁時間内に保税部門へ申告を行い、本船到着後、監視部 統括監視官(第1部門担当)より承認書を受け取っていただくこととなります。(本関管轄以外の保税地域については、各支署へお問い合わせ下さい) ※貨物例:とうもろこし等のばら貨物

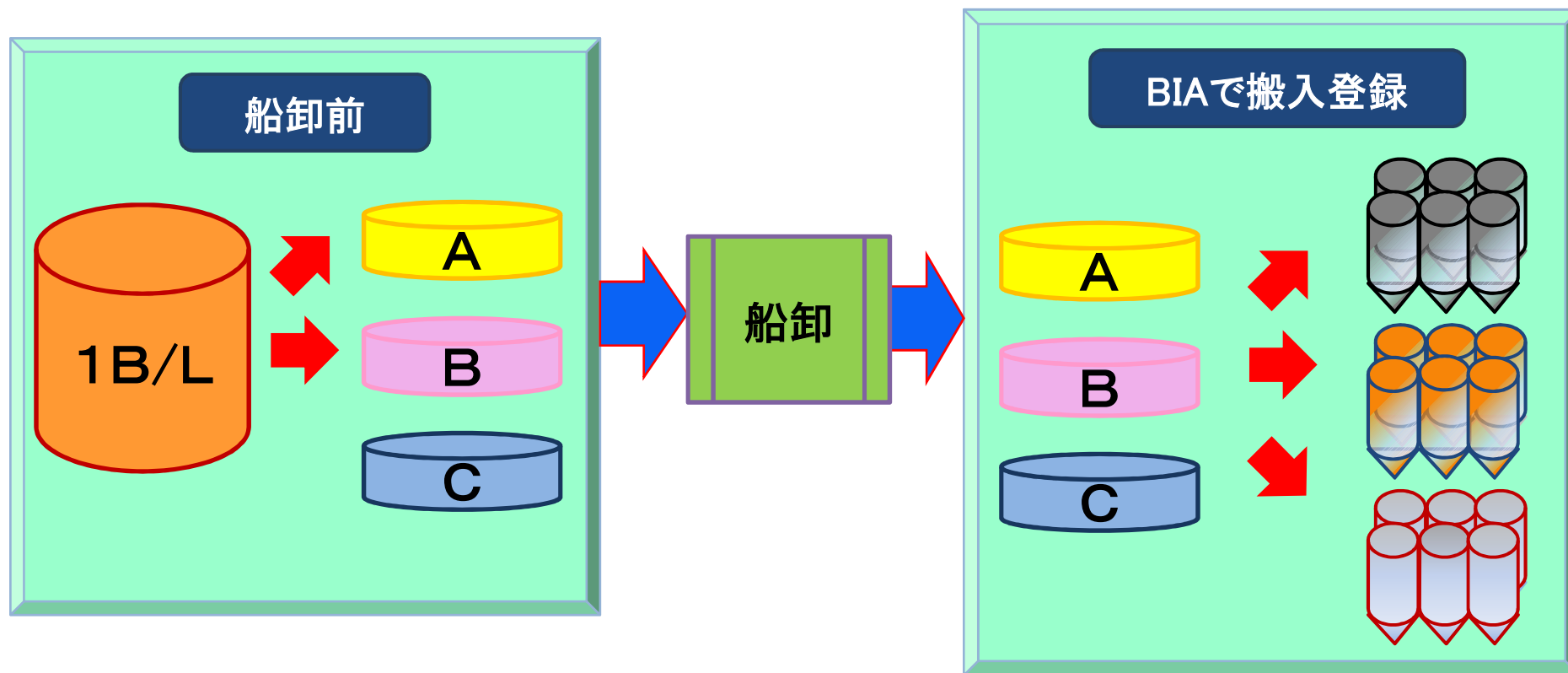
※事前に保税部門へご連絡下さい!



※貨物情報がある場合は、保税運送申告書に記載してください。

6 その他

6-1.バラ貨物搬入の際の取扱いについて

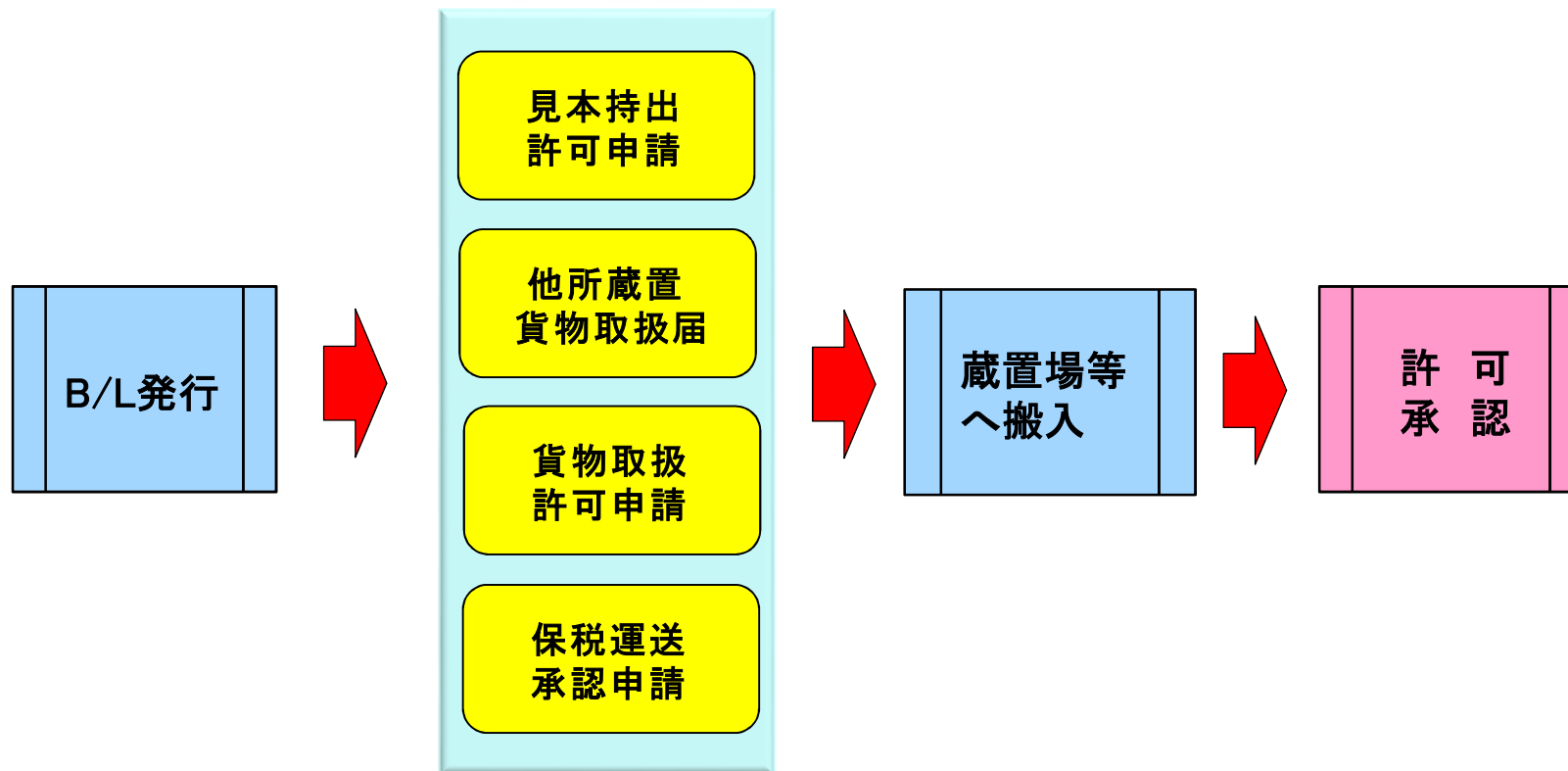


6-2 保税関係申請の開始時期

Moji Hozei

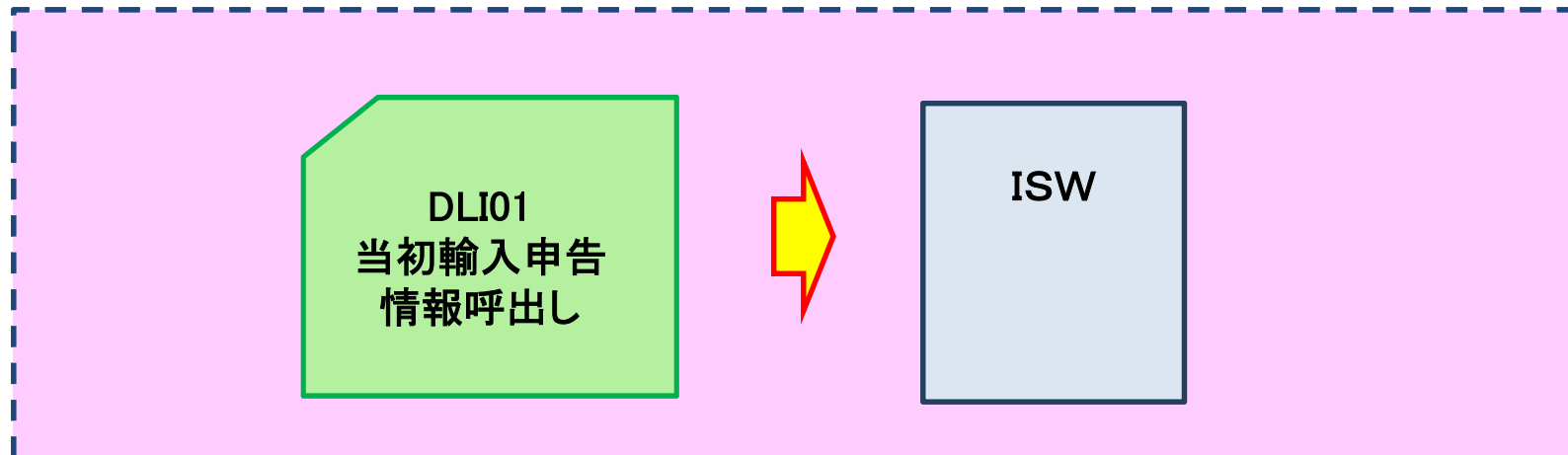
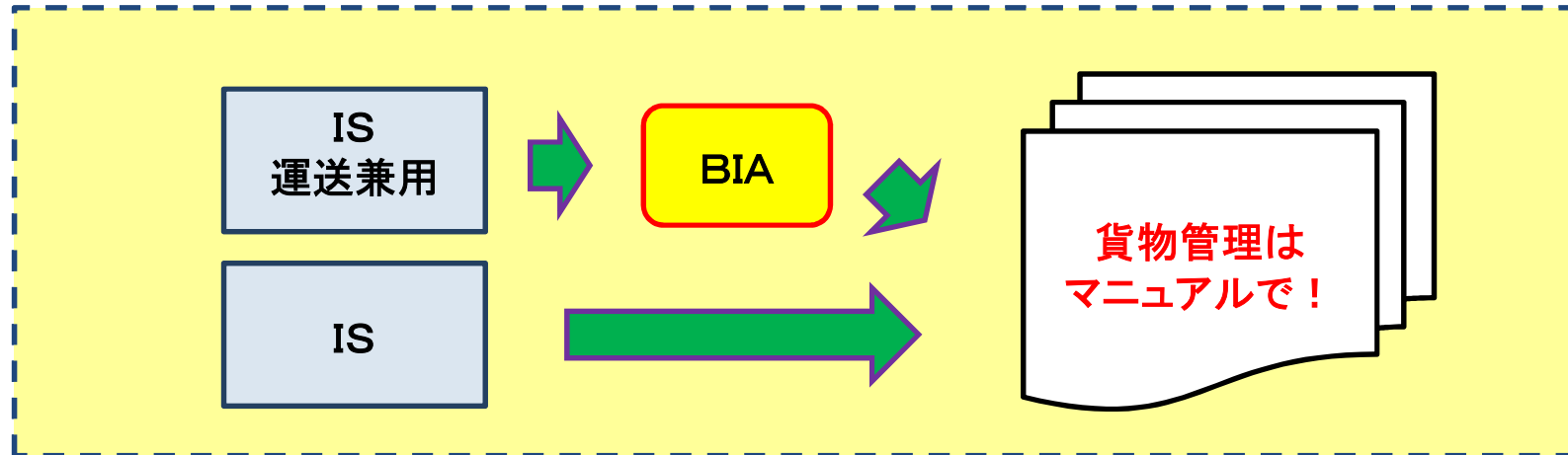
下記に掲げる申請については、当該申請等に係る貨物の船荷証券が発行された日以後、行なうことができます。

ただし、許可・承認が出るのは貨物を蔵置場所（保税運送にあつては発送場所）に搬入した後になります。



6-3 IS と ISW について

Moji Hozei



6-4 石油等を蔵置するタンクの取扱い

Moji Hozei

➤ (石油等を蔵置するタンクの取扱い)

≪ 関税法基本通達 42-6 ≫

- 保税タンクに搬入した石油の搬入数量確定の際に、石油から分離した水分がタンク検尺により検出される場合には、その水分量が実測され、かつ、搬入した石油から分離したと認められるときに限り、搬入数量から当該水分量を控除した数量で確定して差し支えない。
- **蔵置中の欠減は認めない。**欠減が発生した場合は、その欠減分の関税を徴収する。

7 主な非違・事故の事例

NO	態 様	内 容	主な要因
1	保税地域外 蔵置	保税運送貨物が到着し、貨物の全量を保税地域に搬入する前に、「搬入確認登録（BIA）」を行い、輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物であったため、区分1により輸入許可となり、引取りのトラックに積み込んだもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時の対査確認が不十分 ・社内連絡体制が不十分
2	見本 無許可 持出	見本の一時持出許可を受けた貨物と同種類似貨物を誤って搬出してしまったもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出時の対査確認が不十分 ・さし札の不備及び区分蔵置が不十分
3	記帳義務違反	NACCS管理資料を電磁的帳簿としている保税地域において、当該資料の取得を怠っていたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理資料取得のチェックミス
4	輸出許可未済 貨物誤搬出	保税地域に搬入された輸出しようとする貨物について、輸出許可済貨物と思込み、誤って搬出し、船積みしてしまったもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出時（バンニング時）の対査確認が不十分
5	数量相違	保税運送貨物を搬入した後、輸入者による内容点検が行われ、税関職員による指摘で初めて、数量が不足していることが判明したもの。 (亡失となる場合あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・倉主立会が不十分
6	移動手続違 (記帳義務違反)	外国貨物を保税蔵置場から隣接する指定保税地域に何ら手続きをすることなく、移動したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・保税業務知識の不足
7	保税運送 承認前積込	保税運送の承認前にトラックに積み込んでいるところを税関職員に指摘されたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出時の対査が不十分

8 質問事項（その1）

Moji Hozei

問)

平倉バラ倉庫に内外貨を同時に置くことができますでしょうか。
また、混合した場合は内貨の出荷は可能ですか。

回)

本資料4-1に記載している貨物であれば、
内外貨を同時に置くことは可能です。
また、混合した場合における内貨の出荷も可能です。

8 質問事項（その2）

Moji Hozei

要)

本船バラ有税貨物における「OLT」「ICT」に関する説明をお願いします。

回)

本資料5～5-5を参照願います。

見本持出について

➤見本持出を行うタイミングとして、
正しくないものはどれでしょう？

- 1、本船入港後、船の中から
- 2、保税運送で運んできたトラック(ベルトコンベアー)の中
- 3、保税蔵置場に搬入後、ビン(タンク)の中から

正解は・・・

番

正解は・・・

2 番

運送中の貨物には原則触って(作業して)はいけません。

9 問題です ②

Moji Hozei

石油製品を保管するタンク3基の保税蔵置場について、従来、3基とも重油を蔵置していたところ、国内ユーザーから輸入許可済の軽油を保管してほしい旨の要望を受けた。

この場合、当該蔵置場として、**どの対応が適切**でしょうか？

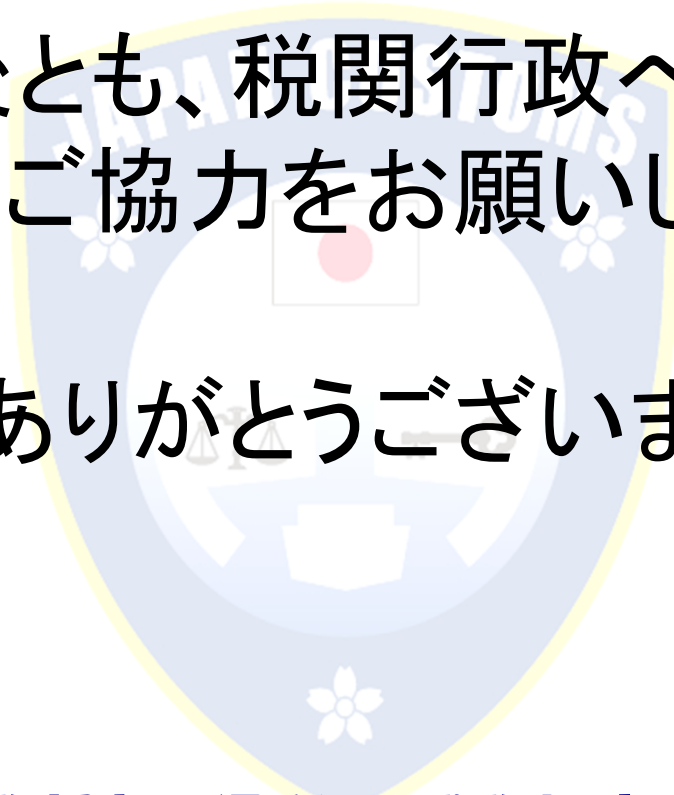
- ① 輸入許可済貨物であり、既に内国貨物となっているため、どのタンクに搬入しても問題はない。
- ② 軽油と重油はどちらも石油製品であり、どのタンクに搬入しても問題ない。
- ③ 軽油、重油のいずれも燃料として使用されるものであり、どのタンクに搬入しても問題はない。

どれも不正解！！

本資料の4及び4-1を参照願います。

☆同時蔵置が可能な貨物

- (1) 同一商品として取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油(石油精製用の粗油を含む)
- (3) 重油で商習慣上同種のものとして取引されるもの
- (4)～(7) 省略
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障がないもので税関長が認めたもの(なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する。)



今後とも、税関行政への
ご理解・ご協力をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

監視部 保稅地域監督官

今後とも、
関税法等関係法令の各規定を遵守し、
適正な貨物管理を行っていただくよう
お願いいたします！！

情報提供もよろしく申し上げます！！

